

官報

号外
平成十九年三月二十七日

○第百六十六回 衆議院會議録 第十七号

平成十九年三月二十七日(火曜日)

議事日程 第十二号

午後一時開議

第一 戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今日の會議に付した案件

日程第一 戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国立国会図書館館長の任命承認の件

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○議長(河野洋平君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第五十番、北海道選挙区選出議員、石川知裕君。

(石川知裕君起立、拍手)

日程第一 戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、戸籍法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長七条明君。

戸籍法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(七条明君登壇)

○七条明君 たいいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、戸籍公開の原則を見直し、戸籍謄本等を請求できる場合を、戸籍に記載されている者を除き、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に制限するものであります。

平成十九年三月二十七日 衆議院會議録第十七号

新議員の紹介 戸籍法の一部を改正する法律案
ターボボート競走法の一部を改正する法律案

あわせて、戸籍の記載の真实性を担保するため、婚姻、協議離婚等の届け書を持参した者が、婚姻、協議離婚等をする本人であることが確認できなかった場合には、本人に対して届け出が受理されたことを通知すること等としております。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、二十日長勢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、二十三日質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長櫻田義孝君。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(櫻田義孝君登壇)

○櫻田義孝君 たいいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

モ一

一

ただいま議題となりました政府提出の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案について、自由民主党並びに公明党を代表して質問いたします。(拍手)

農山漁村は、美しい日本の原風景であります。結いの精神に代表されるように、住民が互いに支え合う心豊かな暮らしと都市にはない美しい自然、古来より農林漁業が脈々と営まれる中でよく育まれた文化、歴史とこれらを大切にすべき伝統が代々くぐりまわっております。国民の価値観が多様化し、ゆとり、安らぎなどが重視されるようになる中で、こうした農山漁村は、そこに暮らす方々だけではなく、都市に暮らす方々も含めた国民全体の共有財産と言えるものであります。

しかしながら、現在、農山漁村が置かれている状況については厳しいものがあると言わざるを得ません。我が国は人口減少社会に移行しつつあると言われておりますが、農山漁村においては都市部以上にこの影響を受け、さらなる過疎化が進展するのではないかと懸念しております。また、地域の所得が減少傾向にあるなど、経済面でも厳しい状況に置かれております。事実であります。

私は、総理のおっしゃる美しい国を実現していくためには、このような厳しい状況にある農山漁村を守り、すべての国民が都市にはない農山漁村固有の魅力を受容できる社会を実現するための対策を講じることが必要であると考えております。

こうした立場から、今回の法律案について農林水産大臣に質問させていただきます。

農山漁村の活性化の基本的方向についてお尋ねいたします。

従来より政府は、農山漁村の活性化に向けて、農林漁業の振興や中山間地域等直接支払い制度といった条件不利地域の是正対策など、さまざまな対策を講じてきたものと承知しております。

このような中で、今回の法律案では、これらの対策に加え、農山漁村の居住者や滞在者を大幅に

ふやすことを目的として、新たな対策を総合的に講じることとされております。政府として、農山漁村の現状をどのように認識しており、今回の法案に基づく措置を含め、その活性化に向けてどのような対策を講じていくのか、その基本的な考え方についてまず伺いたいと思います。

次に、法案の具体的内容についてですが、本法案で創設しようとしている制度の基本設計について伺います。

農山漁村の活性化といっても、一つ一つの農山漁村を見れば、平地と中山間地、都市近郊と遠隔地といったように、地理的、社会的条件が大きく異なっております。これは、我が国全体で見た場合はもちろんそうでありまして、都道府県単位で見ただけでもこうした違いがあるのだらうと思っております。

また、農山漁村の活性化に関しては、従来より地方自治体を中心として取り組まれてきたものと思っておりますが、最近では、地域の住民の方々と組織する団体等、さまざまな主体が参画することにより、さらなる活性化が図られている例も少なくないものと承知しております。

このような状況の中で、地域の実情に即した計画をきちんと策定した上で、地域の活性化を図っていく必要があるものと考えますが、今回の法案ではどのように対応することとしているのか、伺いたいと思います。

次に、農山漁村の活性化に不可欠な農地の問題についてお尋ねいたします。

農地は、国民の食料供給の基盤であり、かつ国民すべてが享受すべき多面的機能を有する貴重な財産であることから、その有効利用が必要であります。しかしながら、農地の活力低下に伴って、耕作放棄地の増加に歯どめがかかっていないのが現状であり、早急に対策を講じることが必要と考えています。

このような状況を打開するとともに、農村の活

性を図るためには、まずは農業がしつかりとした競争力を持った産業として自立することが重要であり、このためにも、担い手をしっかりと育成するとともに、担い手への農地の面的集積を加速化することが必要であると考えています。こうした観点から、今後、農地制度をどのようにしていくのか、大臣の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、農山漁村への定住者等の受け入れをどのように進めていくのかについてお尋ねいたします。

今回の法案では、農山漁村に住んだり、訪れたりする人々をふやすことにより、農山漁村の活性化を図ることとしています。

地域において、どのような世代をターゲットにしてこのような対策を講じるのかについて考えた場合、本年より定年退職が始まり、その数が七百万人にも上るとも言われる団塊の世代については、十七年度に内閣府が行ったアンケート調査等で明らかになっているように、他の世代と比較して農山漁村に対する関心も高く、大変有望なターゲットになるのではないかと考えております。また、同じアンケートにおいて、二十代の若者についても農山漁村に対する関心が高いことが明らかになっております。

さまざまな経験、知識を持った都市部の団塊の世代や若く活力を有する二十代の若者が農山漁村に定住することにより、集落活動等の担い手が確保されることが期待されることから、法案による措置のほか、これらの世代の農林漁業への新規就業といったことにも積極的に取り組むことが必要なのではないかと考えております。この点について、今後どのように進めていくこととしておられるのか、お伺いしたいと思います。

最後に、政府全体の地域活性化政策体系にお

ける農山漁村の活性化の位置づけについてお尋ねいたします。

地域の活性化については、まさに喫緊の課題であり、安倍内閣の最重要課題の一つにも挙げられております。現在、各府省において、地域活性化に向けた対策が講じられており、今国会にも、本法案を含めて合計九本の地域活性化関係法案が提出されておりますが、これらの措置がばらばらに行われるようであっては大きな効果は期待できないものと考えます。

農山漁村の活性化に向けては、例えば農林漁業以外の地域経済の活性化や地域における雇用の促進といったことにも取り組んでいくことが必要と考えますが、本法案について、他府省所管の関連法案とどのように役割分担、連携を行っていくのかについてお伺いいたします。

農山漁村の活性化に向けては、都市住民が農山漁村の持つ重要性に対して理解を深めるとともに、農山漁村の住民も、みずから暮らす地域について、その魅力を再認識することが不可欠であります。私は、法案による措置に加えて、こうしたことに対する社会的機運を醸成していくことが極めて重要ではないかと考えています。

これらのことについて、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて国民の理解を深めるよう努めることを政府に強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣松岡利勝君登壇)

○国務大臣(松岡利勝君) 金子議員の質問にお答えいたします。

まず、農山漁村の現状認識とその活性化に向けた対策についてのお尋ねであります。農山漁村については、過疎化、高齢化の進展等により、今後急激に人口減少が進むと見込まれる中で、就業条件、生活環境の面でも都市との格差が存在すること等から、非常に厳しい状況に置かれている地域も少なくないものと認識しております。

一方で、近年、国民がゆとりや心の豊かさなどの価値観を重視するようになってきている中で、多面的機能が發揮され、豊かな自然環境や美しい景観などに触れ合うことができる農山漁村に対する国民の理解と期待が高まっていることも事実であります。

こういった現状を踏まえ、やる気のある地域が独自の取り組みを推進し、知恵と工夫にあふれた魅力ある地域に生まれ変わるための努力を応援していくとの基本的考え方のもと、地方の意欲や知恵と工夫を引き出し、地方の独自の取り組みを支援することが重要であると考えているところであります。

このため、それぞれの地域が独自の取り組みにより、農山漁村における居住者や滞在者をふやすという新たな視点から活性化を進めるため、今回、農山漁村活性化法案を国会に提出したところであります。

また、農山漁村の活性化に向けては、地域の基幹的な産業である農林水産業を新世紀にふさわしい戦略産業として育成することもまた重要であります。

このため、意欲と能力のある担い手の育成確保に向けた改革を進めるとともに、農産物の輸出拡大やバイオマス利用の加速化など、攻めの姿勢で農林水産業の振興に取り組むこととしております。

次に、本法案に基づく制度において、どのように地域の実情を反映させるのかについてお尋ねでございますが、本法案については、従来より地域の活性化を担ってきた地方自治体を中心となつて、みずから考え行動することを基本にして地域の活性化のための計画を作成するとともに、計画の実現に向けて国が交付金の交付等により支援を行う制度としていっております。

この場合に、地域の特徴に応じた計画策定を可能とするともに、その自主性をより發揮させる

ため、市町村単位で計画を作成し、交付金の申請を国に直接行うことができる仕組みとしております。

また、地域の活性化に向けた活動をさらに力強いものとしていくためには、多様な主体の積極的な参画を促し、これらがある斬新なアイデアを生かすことが必要であると考えております。

このため、農林漁業団体やNPO法人等の地域の民間団体がみずから定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする場合は、地方自治体に対し、計画作成の提案をすることができるよう制度としております。

次に、農地制度についてのお尋ねであります。我が国農業の担い手を育成確保し、その経営の安定を図るため、十九年度から実施される品目横断的経営安定対策等の農政改革とあわせて、担い手の農業経営、農業生産が展開される農地について政策の再構築を図ることとしたところであります。

具体的には、農地は農業経営、農業生産にとって不可欠な資源として有効利用するとの理念を明確化しつつ、担い手の規模拡大と効率的な営農を推進するため、農地の利用集積、特に面的にまとまった形で集積を加速化すること等を基本として、担い手の規模拡大と効率的な営農を推進する明快な農地政策を確立してまいります。

また、優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止等も含め、農地政策が直面する諸課題に対処するため、総合的な改革を進めてまいります。

次に、農林漁業への新規就業についてのお尋ねであります。さまざまな経験、知識を持った団塊世代や活力のある若者が農山漁村に定住し、活躍していただくことは、地域の活性化にとって大変重要であり、農林水産省としては、内閣の重要課題である再チャレンジ支援策の一環として、定年後の団塊世代や若者等の農林漁業への就業を積極的に支援することとしております。

具体的には、人生二毛作などを啓発するキャン

ペーンを実施するとともに、団塊世代の方々や若者等が経験がなくても農林漁業につけるよう、希望者の情報収集や就業相談の段階から、実際に就業し、定着するまでの各段階に応じたきめ細かな支援措置を講じることとしたところであります。

最後に、他府省の地域活性化関連法案との役割分担、連携についてお尋ねですが、農山漁村の活性化に向けては、例えば、同一の地域において、本法案に基づく農山漁村の居住者や滞在者を増加させる措置とあわせて、地域産業活性化法案による地域産業の活性化、地域雇用開発促進法の改正による雇用の改善、広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律案による広域的な基盤の整備等、他府省所管の法律案に基づく措置を一体的に講じることにより、地域活性化に向けた相乗効果が發揮されることを期待しているところであります。

このような観点から、本法案については、地域活性化政策体系において、国際交流、地域間交流を促すという視点を踏まえて展開する施策として位置づけられており、他府省の地域活性化関連法案と相互に役割分担、連携を行って地域活性化を図ることとしていっております。

今後とも、関係府省と十分連携を図りつつ、農山漁村の活性化に向けて取り組んでまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 黄川田徹君。
(黄川田徹君登壇)

○黄川田徹君 民主党の黄川田徹であります。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案について質問をいたします。(拍手)

まずもって、一昨日の能登半島地震でお亡くなりになられた方々の御冥福を申し上げますとともに、被災された方々の一日も早い御回復をお祈り

申し上げます。また、関係各位の御尽力に敬意を表します。

私は、過去、地震、津波で多くの犠牲が出ました三陸地方の出身であります。三陸地方は、三十年以内に九九％の確率で大規模地震が起きると想定されております宮城県沖に隣接しておりますので、本当に人ごとではない、そう思っております。

さて、ふるさとを持つ人も都会で生まれ育った人も、日本人であればだれでも農山漁村に対し、これがの念を抱きます。そんな農山漁村が荒れなんとしているとき、その活性化を図ろうとすることに異議を唱える者はまずいないでしょう。特に、団塊の世代の大量退職が始まろうとする今、都市住民の農山漁村回帰を後押ししようとする考え自体には、一定の理解が得られるものと思っております。

問題は、この法律案がどのような背景で提出され、現下の農政をめぐる情勢のもと、どのような位置づけを有するものかという点であります。

農政をめぐるのは、食料自給率の向上、農業経営の安定方策、農地制度の見直し、WTO、EPA交渉への対応など、課題が本当に山積しております。こうした農政の諸課題に当たられる農林水産大臣のこの職責たるや、極めて重いものがあります。

しかしながら、このところ国会では、こうした農政課題ではなく、農林水産大臣御自身の政治家としての問題をめぐって疑念を呼び、現在に至るまで、大臣から、国民が納得する満足なお答えはいただけておらないと思っております。

政治は、国民の信頼の上に立つてこそ初めて成り立つものであります。国民から信頼をいただくためには、透明性の確保が不可欠であります。私も、ここにおられる同僚議員も、みずからの政治活動に伴う事柄について地元で説明しなければなりません。農林水産大臣というお立場にあっては、なおさらであります。

農林水産大臣がみずから向けられた疑念、疑惑への対応に追われていたら、農政の推進は上のそらになってしまいませんか。また、きちんとした説明をしない態度が、国民の政治離れ、政治不信をますます加速するでしょう。

天地神明に恥じず、農政を推進していくには、昨今取り上げられているみずからの事務所費の問題について、国民にわかりやすく説明し、疑念を晴らさなければなりません。これが満足にできないようであれば、説明責任を怠ったのであり、私は、強く辞任を求めます。こんな状況では、農政推進はおろか、この法案の農山漁村の活性化は不可能でありましょう。農林水産大臣の真摯な答弁を求めます。

農政をめぐっては、いよいよ平成十九年産から、天下の悪法、担い手経営安定新法に基づく品目横断的経営安定対策が導入されます。

昨年の通常国会で、民主党・無所属クラブは法案を提出し、活発に論戦を繰り広げました。あれから一年近くになりますが、四月一日からの品目横断的経営安定対策の本格実施を前に、農業、農村現場は混乱の度を深めております。経営規模で足切りをするという一方的な選別政策により、経営規模が小さい農家は、政策支援の対象とされないことから、一様に営農意欲を喪失し、地域全体が元気を失っております。

政府は、みんなで集落営農組織をつくれれば担い手となることができると猫なで声でささやきかけておりますが、集落営農を組織化するため、既存の担い手である認定農業者から農地を取り上げようとする貸しはがしの問題が顕在化するなど、各地であつれきが生じております。

本来、農業、農村現場は、大規模農家、小規模農家、経営規模を拡大しようとする農家、規模を縮小しようとする農家など多様な主体が有機的に結合して成り立っているものであります。こうした農村地域社会において営々と営まれてきた互助

の精神、結いの精神が品目横断的経営安定対策の導入の前に失われようとしていることは、与党の皆さんも本当にわかっているでしょう。

これに対し、政府は、経営規模要件にも特例が設けられているから切り捨てではないとか、品目横断的経営安定対策と車の両輪の関係となる農地・水・環境保全向上対策を導入するなど説明してまいりました。つまり、政府の説明によれば、農山漁村は活性化する、そういう理解になつてまいります。

それならば、なぜ今になって、農山漁村の活性化を目的としたこの法律案を提出するのですか。政府のシナリオどおりに進むのであれば、この法律案は必要はないと思われれます。しかも、この法律案は定住や地域間交流の促進をうたっています。その内実は、元氣な地域づくり交付金など既存の予算措置を法律補助にしただけの、そういう代物でありまして、何ら新しい発想、新しい物の考え方、それが何もないわけでありまして。

今回の法律案提出は、政府みずから、品目横断的経営安定対策に対する現場の不満、不安におののき、既存の予算措置を法律補助にするだけの法律案を急場しのぎでつくつてお茶を濁そうとしたものであることは明白であります。これは、農業、農村現場を欺く、まやかしの何物でもありません。

安倍総理は地方の活性化を内閣の重要課題として挙げておりますが、もし本気で地方の活力なくして国の活力はないとお考えであるならば、いっそのこと、品目横断的経営安定対策の誤りを認め、これを直ちに廃止し、民主党が掲げる戸別所得補償制度の、意欲のあるすべての農家を対象とする制度の導入をこの場で宣言されてはいかがですか。農林水産大臣の明快な答弁を求めます。

国会は、地域活性化を旗印にした法律案がメジロ押しであります。九本も出ております。法律案というのは、たくさん出せばいいというもの

ではありません。

こんな寸劇を耳にいたしました。年老いたお百姓さんが額に汗して農作業にいそしんでいると、地域活性化号という列車がたこととあぜ道のほとりの線路を走つていく。あれは何だべとお百姓さんが見送りますが、地域活性化号はむなく通り過ぎていき、農村現場には何ももたらさないというものであります。また、乗り込む車両によつて行き先がばらばらであり、気がついてみたら全く違つた場所に連れていかれるのではないかと、そんな声も聞かれます。

船頭多くして船山へ上ると言います。地域活性化というのには、各省ばらばらに取り組んだところで、満足のいく効果は上がりません。実効ある地域活性化策を講じていくためには、省庁横断的な施策の構築が必要と考えます。

そこで、本法律案と他省庁所管の法律案との役割分担、連携の考え方、また、法律案の一本化による施策の総合化の是非につきまして、農林水産大臣及び官房長官の見解を伺います。

この法律案に基づき交付金が交付される事業であります。農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備に関する事業、生活環境の整備に関する事業、あるいは地域間交流のための施設の整備に関する事業とされております。

一見して、施設整備が大変目立ちます。まるで、この法律案は、箱物整備のための交付金を配るといふ先祖返りしたような法律案ではないかと思われるわけがあります。現下の厳しい財政情勢のもと、農山漁村の活性化のために真に必要な事業は何か、国としてもつと明確な方向性を示すべきではないでしょうか。

また、施設用地確保のための農林地等の所有権移転等に係る手続の円滑化があわせて措置されることとなりますが、この法律案に基づく事業実施により、農地の転用が無秩序に進み、景観を損ね、環境を悪化させることのないよう歯どめが必要と考えますが、どのように対処する考えか、農

林水産大臣に答弁を願います。

次に、今、農地転用の話に触れましたが、農地政策をめぐって、農業外の一般企業の農業参入の加速化など、さまざまな意見、政策提言が寄せられており、農林水産省においては昨年十二月、有識者会議を立ち上げ、検討、検証に着手したと聞き及んでおります。

そもそも、農地というものの、先人のたゆまぬ努力により、長い年月をかけて開発され、整備されてきた農業の基礎的な経営基盤でありまして、また、農村景観を形成する地域資源でもあります。私有財産であると同時に、公共財としての側面を有するものであります。

最近の農地制度を見ると、平成十三年に農業生産法人の一形態としての株式会社法の導入、平成十五年には特区における農地リース方式による一般企業の農業参入の容認、平成十七年にはリース特区の全国展開というぐあいに、目まぐるしく制度改正が行われております。こうした改正に次ぐ改正は、農業、農村現場に疲労感さえもたらしております。

かけがえのない農地を守り、食料自給率向上を達成するためには、一部の有識者による拙速な検討ではなくて、国民、農民の意見を十分聞いて、時間をかけて農業、農村現場の実情に即した制度のあり方を検討すべきではないでしょうか。農地制度の改革に向けての基本姿勢を農林水産大臣にお尋ねいたします。

次に、農林水産業を中心とする地域社会の最大の問題は、若い人たちの働く場がないことであり、このことが、農山漁村の過疎化が進行した最大の理由であります。農山漁村における定住人口をふやそうとするには、雇用の場が確保されなければなりません。法律案では、農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備に関する事業が交付金の対象となっておりますが、この法律案の枠組みのみでは十分な効果は期待できないと私は思っております。

雇用の場を確保するには、行政機構を抜本的に改革することにより、我が国を明治以来の中央集権国家から分権国家へとつくりかえ、真の地方分権を実現することで、地域の活性化を図ることが最も有効な方策と考えます。補助金などの制度を廃止し、それに相当する額を地方に自主財源として一括交付するという民主党の政策は、まさに地方分権、地域振興に不可欠のものと考えますが、農林水産大臣及び総務大臣にその見解を伺います。

農林漁業の振興を核とし、農山漁村が活性化すれば、命をはぐくむ農林水産物が生産され、豊かな緑と水がはぐくまれ、その恵みは、都市部を含め我が国全体に及びます。

そのための政策としては、品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策を導入しようとしながら、突如この法律案を提出しようとするような場当たりの方法では、効果は絶対に上がらないと思います。民主党の戸別所得補償制度を導入し、小規模な農業生産でも、子を産み育て、安心して生活できるよう総合的な農山漁村活性化対策を実施するという、全体として整合性のとれた政策を着実に推進すべきと考えます。

心のふるさとである農山漁村が真に活性化し、都市住民も農山漁村の住民とともに生活維新が実現できることを願うとともに、大臣自身の政治家としての資質にかかわる問題に今後とも明快な答弁がなければ、松岡氏を農水大臣として我々は認めるわけにはいきません。このことを申し上げて、私の質問にかえさせていただきます。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣松岡利勝君登壇〕

○国務大臣(松岡利勝君) 黄川田議員の御質問にお答えいたします。

まず、私のことについてのお尋ねであります。事務所費等につきましては、現行制度に基づき、報告すべき点は既に適切に報告しているところであり、それ以上の報告の開示につきましても、現行制度が予定しておらず、制度のあり方にもかかわることから、差し控えていただきます。

農林水産行政をめぐっては、御指摘のように多くの重要な課題がございます。私は、農林水産大臣として与えられた職務に全力を尽くし、成果を上げていくことが、国民の皆様に対する私の責務だと認識をいたしております。

次に、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策と本法律案の関係、必要性についてお尋ねであります。品目横断的経営安定対策は、産業政策として、担い手の明確化と施策の集中、重点化により力強い農業構造の確立を目指すものであり、農地・水・環境保全向上対策は、地域振興政策として、その基盤となる農地、水、環境の保全向上と農業の自然循環機能の維持増進を図るものであります。

一方、本法案に基づく措置は、農業の発展との調和を図りつつ、定住等及び地域間交流を促進することにより、地域の活性化を図るものです。このように、これらの施策については、いずれも農村の活性化につながるものであることから、連携、整合性を図りながら推進することとしております。

次に、戸別所得補償制度についてのお尋ねであ

りますが、民主党の戸別所得補償制度については、次のように問題点が多く、その導入は適切ではないと考えております。

すなわち、第一に、WTO等国際交渉との関係であります。

民主党は生産面積に基づく支払いとしておりますが、仮に、その支払い額が毎年の生産農家の生産費と市場価格との差額によって決定される場合には、これは既にアメリカにおいてもなくなっている、いわゆる不足払い制度であり、現行のWTO農業協定上著しく貿易歪曲的なものとして黄色の政策に分類され、今後大幅に削減される対象となるものであり、将来にわたって継続的、安定的な政策たり得るものとは言えません。また、現在のWTO農業交渉において、このような黄色の政策を我が国が増加させることは、交渉の方向性としてはもちろんのこと、途上国や他の国々とともに一部の先進国の国内支持を批判している我が国の交渉ポジションを大きく損ねることになると考えております。

第二に、予算についてであります。

民主党の一兆円については、既存の農林水産予算の三分の一とされているだけで、どの経費を廃止してこれに充てるのか等、財源の裏づけが明確に示されているとは言えないと考えております。とともに、現状を固定し、何らの改革、改善もなされないままに国民の税金を使うことには国民的にも納得が得られないことと考えられます。

なお、今回の品目横断的経営安定対策においては、集落営農組織に参加する農家には規模等の要件はなく、小規模な農家や高齢者であっても参加できるとともに、集落の農地が少ない場合などに

ついては、別途の基準を設け、地域の実情にも十分配慮しているところであります。このように、今回の農政改革は切り捨てや選別の政策ではなく、一定の努力をしていただくことによって担い手になり得る、まさに農村地域の農業の総合力が最大限に発揮される底上げの政策と考えております。

次に、他府省の地域活性化関連法案との役割分担、連携と法案の一本化の是非についてのお尋ねですが、農山漁村の活性化に向けては、例えば、同一の地域において、本法案に基づく農山漁村の居住者や滞在者を増加させる措置とあわせて、地域産業活性化法案による地域産業の活性化、地域雇用開発促進法の改正による雇用の改善、広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律案による広域的な基盤の整備等、他府省所管の法律案に基づく措置を一体的に講じることにより、地域活性化に向けた相乗効果が発揮されることを期待しているところであります。

このような観点から、本法案については、本年二月に取りまとめられた地域活性化政策体系において、国際交流、地域間交流を促すという視点を踏まえて展開する施策として位置づけられており、他府省の地域活性化関連法案と相互に役割分担、連携を行って地域活性化を図ることとしていくところであります。

なお、本国会に提出されている地域活性化に関する各府省の法律案については、地域活性化を目的としている点においては共通していますが、その対象や具体的な措置は異なっているため、法律案を一本化することは現実的ではないと考えております。

次に、施設整備など必要な事業のあり方についてのお尋ねでございますが、農山漁村における居住者、滞在者をふやすことにより地域の活性化を効率的に推進するためには、市町村の主体性を生かし、事業意欲のある市町村が積極的に活性化のための計画づくりに取り組むこと、農山漁村の活性化に関する国の基本方針を明確化し、地方公共団体がその方向に沿って総合的かつ計画的に活性化に取り組むこと、農林水の連携を強化することなどが必要であると考えております。

このため、今般の法案に基づく措置においては、国が作成する基本方針に沿って、市町村が財政事情を踏まえつつ、廃校、廃屋などの既存施設の有効活用を図るなど、地域が真に必要とする計画を作成して、国がそれを支援することとしていくとでございます。

さらには、農林漁業団体やNPO法人等のノウハウや自由な発想を積極的に取り入れたり、事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な地域提案メニューも取り入れることが可能な仕組みとしており、国が地方のやることを考え、押しつけるのではなく、地方のやる気、知恵と工夫を引き出し、地方独自の取り組みを積極的に後押ししてまいるのでございます。

次に、無秩序な農地転用等に対する歯止めが必要とのお尋ねですが、食料の安定供給を確保するためには、優良農地の確保は極めて重要です。一方、国土が限られている我が国では、社会経済上必要な土地需要にも適切に対応しつつ、優良農地の確保と有効利用に努めているところでございます。

本法案では、活性化計画に基づき交付金を活用して整備される施設については、農林漁業の振興を通じて地域の活性化を図るといふ計画の基本的性格から、地域の農林漁業の健全な発展と調和がとれたものに限定されるものであります。

また、所有権移転等促進計画についても、所有権の移転等の手続を円滑化することを目的としているものであつて、農地の転用許可基準自体を変更するものではないことから、本法案により農地転用が促進されるものではないと考えております。

次に、農地制度改革についてのお尋ねであります。我が国農業の担い手を育成確保し、その経営の安定を図るためには、十九年度から実施される品目横断的経営安定対策等の農政改革とあわせて、担い手の農業経営、生産が展開される農地について、農地の利用集積、特に面的にまとまつた形で集積の加速化や農地の転用問題も含めた優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止等の課題の解決が不可欠であり、このため、農地に関する制度全般について、現在、検証、検討を進めているところであります。

その検討の一環として、省内に学識経験者等から成る有識者会議を設置し、御意見を伺っているところであります。いずれにせよ、農地政策全般の多岐にわたる検討となりますので、今後とも、農業、農村現場の実態を踏まえ、改革スケジュールも念頭に置きつつ、各界各層の幅広い御意見をいただきながら、農地政策の確立を目指してまいります。

次に、農山漁村の雇用確保に資する地方分権、地方振興策、補助金改革についてのお尋ねであります。

ますが、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮といった農林水産業、農山漁村の果たすべき役割にかんがみ、農山漁村の活性化に向けては、国と農山漁村が連携して取り組むことが不可欠であると考えております。

農林水産省の施策は財政力の弱い農山漁村において行われることが多く、農林水産関係補助金を廃止し、それに相当する金額を地方に自主財源として一括交付すると、市町村内でも市街地と農山漁村との投資の優先順位の問題等が生じる可能性があります。このような地域の事情により、国の施策目標を達成するに足る十分な振興施策が図られない可能性があり、国として補助金等により支援することが不可欠であると考えております。

なお、農林水産関係の補助金については、地域にとつて使いやすく、地域の自主性、裁量性が十分に発揮できるような仕組みへ転換してきたところでございます。

以上であります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 黄川田議員にお答えをいたします。

本法律案と他省庁所管の法律案との役割分担、連携の考え方、法律案の一本化等についてお尋ねがございました。

地域の活力なくして国の活力はなく、地域活性化は安倍内閣の最重要課題でございます。そして、その基本となるのは、やる気のある地域が独自の取り組みを推進し、知恵と工夫にあふれた魅力ある地域に生まれ変わるための努力を政府全体で応援していくこととしておるところでございます。

このような観点から、本年二月に地域活性化政策体系を取りまとめており、農山漁村活性化法案も各府省の地域活性化関連法案と相互に役割分担、連携を行つて地域活性化を図ることとしていくところでございます。

なお、本国会に提出されております地域活性化に関する各府省の法律案については、その対象や具体的措置は異なっているため、法律案を一本化することは現実的ではないと考えておるところでございます。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇)

○国務大臣(菅義偉君) 地方分権についてお尋ねがありました。

地方分権は安倍内閣の最重要課題であり、地方の活力なくして国の活力なし、この考え方のもとに、やる気のある地方がさまざまな行政分野で自由に独自の施策を展開し、魅力あるそれぞれの地域をつくるのが重要であると考えております。

そのためには、昨年の十二月に成立をしました地方分権改革推進法に基づいて、国と地方の役割を明確に分担し、国から地方へ権限、財源、税源を移譲し、地方の自立と責任を確立するための取り組みを行つてまいります。

なお、民主党は、地方向け補助金を廃止して、一括交付することによつて六兆円の財源を確保することができるといたしておりますけれども、その具体的な内容、方法が不明であり、実現可能性には疑問があるものと考えます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

国立国会図書館の館長の任命承認の件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

国立国会図書館の館長に長尾真君を両議院の議長において任命いたしたいと存じます。長尾真君の任命を承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、承認することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時八分散会

出席国務大臣

総務大臣 菅 義偉君
法務大臣 長勢 甚遠君
厚生労働大臣 柳澤 伯夫君
農林水産大臣 松岡 利勝君
国土交通大臣 冬柴 鐵三君
国務大臣 塩崎 恭久君

出席副大臣

農林水産副大臣 山本 拓君

○議長長の報告

(通知書受領)

一、去る二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方税法の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律
平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
所得税法等の一部を改正する法律

一、昨二十六日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成十九年度一般会計予算
平成十九年度特別会計予算
平成十九年度政府関係機関予算
一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
特別会計に関する法律

(報告書受領)

一、今二十七日、安倍内閣総理大臣から河野議長あて、次の報告書を受領した。
内閣総第四〇号
平成十九年三月二十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 平成十七年九月十一日

当選人決定年月日 平成十九年三月二十六日

当選告示年月日 平成十九年三月二十七日

当選証書付与年月日 平成十九年三月二十七日

衆議院名簿届出政党等の名称 民主党

当 選 人 石川 知裕

住 所 北海道帯広市西五条南二三丁目三番地二

(当選証書対照)

一、今二十七日、繰上補充により当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わった。

北海道選挙区選出議員 石川 知裕君

(応召議員)

一、今二十七日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出 石川 知裕君

北海道

(議席変更)

一、昨二十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

五二 柚木 道義君
五三 北神 圭朗君
五四 大串 博志君
五五 横山 北斗君
五七 森本 哲生君

五八	佐々木隆博君
五九	福田 昭夫君
六〇	寺田 学君
六一	高井 美穂君
六二	津村 啓介君
六三	松本 大輔君
六四	岡本 充功君
六五	三日月大造君
六六	長安 豊君
六八	田村 謙治君
六九	園田 康博君
七〇	西村智奈美君
七一	近藤 洋介君
七二	市村浩一郎君
七三	田島 一成君
七四	長島 昭久君
七五	神風 英男君
七六	田嶋 要君
七七	馬淵 澄夫君
七八	山口 壯君
七九	内山 晃君
八〇	吉田 泉君
八一	篠原 孝君
八二	鈴木 克昌君
八三	細野 豪志君
八四	松本 剛明君
八五	牧 義夫君
八六	大島 敦君
八七	笹木 竜三君
八八	松原 仁君
八九	平岡 秀夫君
九〇	安住 淳君

一〇一	渡辺 周君
一〇二	川内 博史君
一〇三	原口 一博君
一〇四	長浜 博行君
一〇五	近藤 昭一君
一一一	小川 淳也君
一二五	三谷 光男君
一二六	逢坂 誠二君
一二七	郡 和子君
一三〇	楠田 大藏君
一三一	泉 健太君
一三二	村井 宗明君
一三五	高山 智司君
一三六	菊田真紀子君
一三七	田名部匡代君
一四一	小宮山泰子君
一四二	古本伸一郎君
一四三	笠 浩史君
一四七	仲野 博子君
一四八	松木 謙公君
一四九	吉良 州司君
一五〇	後藤 斎君
一五一	下条 みつ君
一五五	山井 和則君
一五六	武正 公一君
一五七	伴野 豊君
一五八	長妻 昭君
一五九	前田 雄吉君
一六三	黄川田 徹君
一六四	奥村 展三君
一六五	三井 辨雄君
一六六	石関 貴史君

(理事補欠選任)

一、去る二十三日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

環境委員会

理事 並木 正芳君（理事竹下亘君去る二十

三日

安全保障委員会

理事 北村 誠吾君（理事仲村正治君去る二

十三日理事辞任につきその補欠

(常任委員辞任及び補欠選任)

去る二十三日、議長において、次のとおり常

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任
補欠

木原 誠二君
越智 隆雄君

林田	彪君	保坂	武君
----	----	----	----

小宮山洋子君 寺田 学君

石井 啓一君
赤松 正雄君

大塚	起智	石井	降雄君	大塚	大塚	拓君
----	----	----	-----	----	----	----

大塚	招君	木原	誠二君
呆反	代君	木田	彰君

寺日	保坂	武君	林田	虎君
之君				
ハ宮				
山				
羊				
之君				

寺田 亨君 小宮山 洋子君

赤松 正雄君
石井 啓一君

江蘇委員
辛壬
補又

青水鳥一郎君
小野寺二郎君

三ツ木隆志君
左藤 康君

三、村岡元君	佐藤 銀君
森山 眞弓君	丹羽 秀樹君

桑山 眞弓君
丹羽 秀樹君

平成十九年三月二十七日 衆議院会議録第十七号 議長の報告

議長の報告

九

議院運営委員

辞任

補欠

井脇ノブ子君	川条 志嘉君
亀岡 偉民君	岡部 英明君
清水鴻一郎君	橋本 岳君
石関 貴史君	太田 和美君
岡部 英明君	藤井 勇治君
川条 志嘉君	浮島 敏男君
浮島 敏男君	井脇ノブ子君
橋本 岳君	清水鴻一郎君
藤井 勇治君	亀岡 偉民君
太田 和美君	石関 貴史君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

井脇ノブ子君	藤田 幹雄君
藤田 幹雄君	牧原 秀樹君
牧原 秀樹君	井脇ノブ子君

(公聴会開会承認)

一、日本国憲法に関する調査特別委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る二十三日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
日本国憲法の改正手続に関する法律案(第百六十四回国会、保岡興治君外五名提出)
日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(第百六十四回国会、枝野幸男君外三名提出)

一、意見を聞こうとする問題

日本国憲法の改正手続に関する法律案(第百六十四回国会、保岡興治君外五名提出)及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(第百六十四回国会、枝野幸男君外三名提出)について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。
平成十九年三月二十二日

日本国憲法に関する調査特別委員長 中山 太郎

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(内閣提出第二十七号)

安全保障委員会 付託

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第四十九号)

文部科学委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案
自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成十九年度一般会計予算

平成十九年度特別会計予算

平成十九年度政府関係機関予算

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律案

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

江戸川区北小岩地域のスーパー堤防計画の見直しに関する質問主意書(笠井亮君提出)

障害児学校の教室不足を緊急に解消することに

関する質問主意書(笠井亮君提出)

経済モデルによるシミュレーションに関する第

三回質問主意書(滝実君提出)

外務報道官の対露外交をめぐる発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島密約に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省参与に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が購入したシャトー・ムートン・ロートシルト等の高級ワインに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係をめぐる外務省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるセクシャルハラスメントに関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君提出文化審議会著作権分科会において新規に設置された「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君提出著作権法上の同一性保持権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四五年三月十日の東京大空襲に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する第三回質問に対する答弁書

平成十九年三月十三日提出
質問 第一一五号

外務省が購入したシャトー・ムートン・ロートシルト等の高級ワインに関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が購入したシャトー・ムートン・ロートシルト等の高級ワインに関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第一〇号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、外務省がシャトー・ムートン・ロートシルト一九九八を合計四十八本購入したことが明らかになったが、二〇〇七年三月十三日現在でこのワインを外務省は何本保有しているか。

二 外務省は、一九九八年産以外のシャトー・ムートン・ロートシルトを何本保有しているか。産年ごとに明らかにされたい。

三 外務省はロマネ・コンテを保有しているか。保有しているならば、その本数と産年を明らかにされたい。

四 外務省が購入したワインの内、シャトー・ムートン・ロートシルト一九九八に次いで購入価格の高いワインの銘柄と価格を明らかにされたい。

五 「前回答弁書」において、政府は、「外務省において、ワインは、大臣官房会計課長の決裁により使用されるが、諸外国の要人の接遇に供するために購入しているため、お尋ねの個別銘柄の具体的な使用状況及び同使用に係る評価等については、外交儀礼上の問題が生じるおそれがある。」と答弁しているが、外務省が保有するワインが「諸外国の要人の接遇」以外の場合に用いられたことがあるか。

あることから、お答えすることは差し控えた

六 過去に外務省飯倉別館で外務省幹部が国会議員を接遇する際に、外務省が保有するワインが提供されたことがあるか。

七 過去に外務省が霞クラブに所属する新聞記者を接遇する際に外務省が保有するワインを提供した事例があるか。

内閣衆質一六六第一一五号

平成十九年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が購入したシャトー・ムートン・ロートシルト等の高級ワインに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が購入したシャトー・ムートン・ロートシルト等の高級ワインに関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの点を確認するためには、外務省の保有するワインについて個別銘柄及び年度ごとに精査する必要があるため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの点を確認するためには、改めて詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。

五から七までについて

外務省では、ワインを購入した予算の目的に沿って使用している。また、御指摘の者を接遇するために使用した例は、承知していない。

平成十九年三月十四日提出
質問 第一一六号

政官関係をめぐる外務省の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政官関係をめぐる外務省の認識に関する質問主意書

一 政官関係のあり方について、外務省はどのような認識を持っているか。

二 過去に外務省において不適切な政官関係が問題となったことがあるか。あるならば、その事例について具体的に明らかにされたい。

三 二〇〇二年に外務官僚と特定の国会議員の関係が不適切であるとして調査が行われたことがあると承知するが、当該調査を行った法令上の根拠を明らかにされたい。

四 三の調査はどのような形態で行われたか。

五 三の調査において、外務省職員以外からの聞き取りも行われたか。

六 三の調査において、当該国会議員からの聞き取りが行われたか。行われなかったとするならば、その理由を明らかにされたい。

七 公正の定義如何。

八 三の調査は公正に行われたと外務省は認識しているか。

内閣衆質一六六第一一六号

平成十九年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係をめぐる外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係をめぐる外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を維持することは重要であると認識している。

二について

過去に外務省と鈴木宗男衆議院議員との関係が社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたことがある。

三から六までについて

平成十四年二月二十日の衆議院予算委員会において、北方四島住民支援への鈴木宗男衆議院議員の関与について問題提起が行われ、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する所掌事務の適正な遂行という観点から、園部逸夫外務省参与による調査が行われたことがある。調査は、外務省が保管する文書等についての精査並びに外務省及び支援委員会事務局等の関係者からの聞き取りの形で行われた。鈴木宗男衆議院議員については、調査が外務省の対応に関する事実関係を中心として行われたものであったことから、聞き取りの対象に含まれていない。

七について

公正とは、一般に、公平で正しいことをいうものと承知している。

八について

外務省として、御指摘の調査は、外務省外からの第三者として任命された外務省参与の下で公正に行われたものと認識している。

平成十九年三月十四日提出
質問 第一一七号

外務省におけるセクシャルハラスメントに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省におけるセクシャルハラスメントに関する質問主意書

一 セクシャルハラスメントの定義如何。

二 外務省においてセクシャルハラスメントを行うことは認められているか。認められているとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省において、セクシャルハラスメントに関する相談を受け付ける態勢がいつからとられるようになったか。

四 三の態勢がとられるようになってから、暦年もしくは年度ごとのセクシャルハラスメントに関する相談件数を明らかにされたい。

五 四の相談の内、セクシャルハラスメントと認定された件は何件あるか。

六 セクシャルハラスメントと認定された事案に関し、外務省が行った処分の具体的内容と被処分者の人数を暦年もしくは年度ごとに明らかにされたい。

七について

セクシャルハラスメントに対する相談を受け付ける十分な態勢を設けていると外務省は認識しているか。
右質問する。

内閣衆質一六六第一一七号

平成十九年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるセクシャルハラスメントに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるセクシャルハラスメントに関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)に関する質問に対する答弁書(平成十八年二月七日内閣衆質一六四第二七号。以下「第一回答弁書」という。)の一についてで答えたとおりである。

二について

外務省におけるセクシユアル・ハラスメントの防止等に関する規則(平成十一年外務省訓令第八号)第三条において、職員は、人事院規則一〇一〇(セクシユアル・ハラスメントの防止等)(以下単に「人事院規則」という。)第六条第一項の指針の定めるところに従い、セクシユアル・ハラスメントをしないように注意しなければならないとされている。

三について

外務省の人事当局(以下「当局」という。)においては、従来からセクシユアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)を受け付けてきているが、人事院規則に基づき苦情相談を受ける職員を配置したのは、平成十一年四月一日からである。

四について

当局に対して行われた苦情相談について、平成十一年度から平成十六年度までの年度ごとの件数は衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)に関する再質問に対する答弁書(平成十八年二月二十一日内閣衆質一六四第六四号。以下「第二回答弁書」という。)の二についてで答えたとおりであり、また、平成十七年度の件数は十三件である。

五及び六について

当局においてセクシユアル・ハラスメントを行ったものと認められ、このことを事由に処分を受けた者について、平成十一年度の人数は第二回答弁書の三についてで答えたとおりであり、平成十二年度から平成十六年度までの年度ごとの人数は第一回答弁書の二についてで答えたとおりである。また、平成十七年度の人数は一人である。これらの者は、いずれも外務省の内規に基づく処分を受けている。

七について

外務省としては、人事院規則に基づき必要な体制を整備しているものと認識している。

平成十九年三月十五日提出
質問 第一一八号

文化審議会著作権分科会において新規に設置された「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」に関する質問主意書

提出者 川内 博史

文化審議会著作権分科会において新規に設置された「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」に関する質問主意書

本年三月十二日に招集された文化審議会著作権分科会(以下「分科会」という。)において新規に設置された「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」(以下「小委員会」という。)について質問する。

一 小委員会の名称において「保護と利用」の順序が採られていることは、小委員会においては「著作物の保護」が主であり「利用」は飽くまでも従とされ、両者を対等の関係として扱わないことを意味するの。また、この名称は著作権法においては飽くまでも「保護」が最も優先されるべきであるという分科会事務局の認識に基づく命名ではないのか。

二 小委員会において明確な利害関係者であると認められるにも関わらず、民間の電子アーカイブ事業を営む者(以下「電子アーカイブ関係者」という。)を分科会委員又は小委員会専門委員(以下「委員等」という。)に全く任用しなかった理由は何か。分科会事務局が電子アーカイブ関係者を委員等に任用すべきでない、或いはその必要性が認められないと考える理由は何か。詳細な説明を求める。

三 また、今後の審議において電子アーカイブ関

係者からヒアリング等を行ったり、オブザーバーとして小委員会の意思決定に関与させない形で参加させることは認めるのか。その場合、事務局が電子アーカイブ関係者を小委員会の意思決定に関与させるべきでない、或いはその必要性が認められないと考える理由は何か。詳細な説明を求める。

四 小委員会における審議は二年を予定しているとのことであるが、昨年六月八日の決定文書「知的財産推進計画2006」の第4章I-2、(4)①iiiにおいて本年度中に結論を得るとされていることを受けて、最終報告を待たず審議を中途で打ち切り、或いは中間報告等を公表したうえで来年度の通常国会において著作権法(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)の一部を改正する法律案を提出することも有り得るのか。

内閣衆質一六六第一一八号
平成十九年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員川内博史君提出文化審議会著作権分科会において新規に設置された「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川内博史君提出文化審議会著作権分科会において新規に設置された「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」に関する質問に対する答弁書

一について

文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護

平成十九年三月二十七日 衆議院会議録第十七号

議長報告

護と利用に関する小委員会(以下「小委員会」という。)では、著作物等の保護と利用のいずれか一方を主として審議することとはしておらず、文部科学省としても、小委員会の名称が保護と利用のいずれか一方を優先すべきであるとの意味を持つとは考えていない。

二及び三について

文部科学省としては、我が国において「電子アーカイブ事業を営む者」は、官民を問わず多岐にわたっていることから、会議の運営上、図書館、博物館及び放送事業の関係者を小委員会の委員として任用することにより、「電子アーカイブ事業を営む者」の立場をその審議に反映させることとしたところである。それ以外の「民間の電子アーカイブ事業を営む者」からは、適宜、著作物等の保護及び利用の在り方について利害を有する者として広く意見を聴取し、小委員会の審議に反映させる予定であると承知している。したがって、文部科学省としては、「民間の電子アーカイブ事業を営む者」を小委員会の意思決定に関与させるべきではない、又は関与させる必要性が認められないとは考えていない。

四について

文部科学省としては、小委員会及び文化審議会著作権分科会の審議の結果を受けてから、法整備も含めた必要な措置について結論を得る予定であり、小委員会において、できる限り迅速な審議が行われるよう要請しているところである。

平成十九年三月十五日提出
質問 第一一九号

著作権法上の同一性保持権に関する質問主意書

提出者 川内 博史

著作権法上の同一性保持権に関する質問主意書

我が国の著作権法(昭和四十五年五月六日法律第四十八号。以下「法」という。)における著作者人格権は、平成十六年十二月十六日に開催された知的財産戦略本部第九回会合において中山信弘本部長が「例えば一例を挙げれば、今、すぐ改正することは困難な難しい問題ですけれども、世界で最も強力と言われている我が国の著作者人格権の在り方についても長期的課題として取り組む必要があると考えます」と述べている通り、諸外国と比較しても極めて厳格な運用が為されている。この前提に基づき、法第二十条における同一性保持権に関する問題について質問する。

一 法第二十条は著作者の主観的要件により侵害の成否が定められているが、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(以下「ベルヌ条約」という。)第六條の二における「自己の名誉又は声望を害するおそれのあるもの」に対して侵害の成否を判断する客観的要件に基づく人格の保護を採用していない理由は何か。詳細な説明を求める。

二 法第二十条は公表を前提としない閉鎖領域内で著作者でない者が行う著作物の改変行為、例えば替え歌の歌唱や蛍光ペンによるマーカー、行間に注釈を加筆する等の改変行為をも禁

じる規定なのか。それらの行為が禁じられていると解される場合、当該行為を禁ずることによって著作者にいかなる保護法益が生じるのか。詳細な説明を求める。

三 平成十七年一月二十四日に文化審議会著作権分科会が公表した「著作権法に関する今後の検討課題」と題する文書(以下「検討課題」という。)では、備考として「1. 著作者人格権に関しては、法制問題小委員会とは別に、外部の専門的な有識者グループに基礎的な研究を委託し、理論的・体系的な整理を、まず行うことが適当である。」と記載されているが、検討課題の公表より二年余を経過した現在における研究の進捗状況について説明を求める。

内閣衆質一六六第一一九号
平成十九年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員川内博史君提出著作権法上の同一性保持権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川内博史君提出著作権法上の同一性保持権に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二十条第一項の規定は、著作物が著作者の思想又は感情を表現したものであることから、著作物及びその題号の同一性の有無を判断するに当たっては、著作者の意に反する改変がなされているか否かを判断基準とし、一定程度著作者の主観を考慮することとし

ているものであると考えている。なお、千八百九十六年五月四日にパリで補正され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補正され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(昭和五十年条約第四号。以下「条約」という。)第十九条は、条約が定める権利は最低限のものにすぎない旨を規定している。各加盟国が国内法において条約第六条の二(1)に規定する以上の権利を著作者に与えても条約上は何ら問題はないものと考えている。

二について

お尋ねの行為が著作権法第二十條第一項に規定する権利を侵害するか否かについては、個々の事案を総合的に勘案して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、文部科学省としては、同項の規定は、著作物又はその題号に不本意な改変を加えられることのないという著作者の人格的な利益を保護する趣旨のものであると考えている。

三について

文部科学省としては、著作人格権に関しては、社団法人著作権情報センター附属著作権研究所に設けられた著作権者人格権委員会において、平成十七年六月以後、著作権者人格権をめぐる基礎的なテーマについて多角的な検討が行われており、本年六月頃を目途に報告書が取りまとめられる予定であると承知している。

平成十九年三月十五日提出
質問 第一二一〇号

一九四五年三月十日の東京大空襲に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九四五年三月十日の東京大空襲に関する質問主意書

一九四五年三月十日の東京大空襲(以下、「東京大空襲」という。)による死者、負傷者、被災者の数を明らかにされたい。

二 政府は、アメリカ軍による「東京大空襲」は当時の国際法に違反して行われたものと認識しているか。
右質問する。

内閣衆質一六六第一二〇号

平成十九年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四五年三月十日の東京大空襲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四五年三月十日の東京大空襲に関する質問に対する答弁書

弁書

一について

社団法人日本戦災遺族会の調査によれば、昭和二十年三月十日の東京都区部における空襲による死亡者数及び負傷者数は、それぞれ、八万三千七百九十三人及び四万九百十八人となっている。

また、財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会の調査によれば、今次の大戦での東京都における空襲による罹災人口は、三百九万九千四百七十七人となっている。

二について

当時の状況については様々な見方があり、お尋ねの「東京大空襲」は、当時の国際法に違反して行われたとは言いが切れないが、国際法の根底にある基本思想の一たる人道主義に合致しないものであったと考える。

平成十九年三月十五日提出
質問 第一二一一号

外務省参与に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省参与に関する質問主意書

一 外務省参与はどのような業務に従事しているか。

二 外務省参与は国家公務員法及び外務公務員法に定められた秘密を守る義務を負うか。

三 園部逸夫氏が外務省参与をつとめた時期を明らかにされたい。

四 外務省はいかなる経緯で園部逸夫氏を参与に任命したのか。

五 二〇〇二年に園部逸夫外務省参与を長とし、外務省と国会議員の関係について調査を行ったことがあるか。あるならば、その調査の内容を明らかにされたい。

六 五の調査は適正に行われたと外務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一二二号
平成十九年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参与に関する質問に対する答弁書

一について

外務省参与は、外務省組織規則(平成十三年外務省令第一号)第五十八條第二項において、外務省の所掌事務のうち特に定める重要事項に参与することとされている。

二について

外務省参与には、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第三條の規定により、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百條の規定が適用される。

三について

御指摘の者は、平成十三年九月から現在に至るまで外務省参与に任命されている。

四について

外務省として、平成十四年四月の監察査察制度の導入に先立ち外部の専門家を監察査察担当の外務省参与に任命することとし、平成十三年九月一日付けで御指摘の者を外務省参与に任命した。

五について

平成十四年二月二十日の衆議院予算委員会において、北方四島住民支援への鈴木宗男衆議院議員の関与について問題提起が行われ、国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事等の北方四島住

民支援に係る案件について、御指摘の参与による調査が行われた。

六について

外務省として、御指摘の調査は、外務省外からの第三者として任命された外務省参与の下で適正に行われたものと認識している。

平成十九年三月十五日提出
質問 第一一二二号

在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第八七号)を踏まえ、追加質問する。

一 在ロシア連邦日本国大使館(以下、「大使館」という。)の新建物への移転日を明らかにされた

二 「大使館」が新建物に移転した後の、現在の「大使館」事務所取り扱いについて、「大使館」から外務本省に対して公電もしくは事務連絡が発出されたという事実があるか。

三 二〇〇七年四月以降、齋藤泰雄在ロシア連邦日本国特命全權大使はどの建物に居住するか。

四 三で言及した齋藤泰雄氏が居住する建物の賃料は邦貨換算で月額いくらになるか。

五 「大使館」の移転に関し、国家予算の無駄遣いとなされた外務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一一二号
平成十九年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する第三回質問に対する答弁書

一について

在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)の事務所の移転日は、本年三月三十日を予定している。

二について

お尋ねの事実はある。

三及び四について

先の答弁書(平成十九年三月六日内閣衆質一六六第八七号)二及び三についてでお答えしたとおりである。

五について

外務省としては、大使館の移転に関し、予算を適正に執行していると考えている。

戸籍法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

戸籍法の一部を改正する法律

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例(第百七条の二) 第六章 雑則(第百七条の五、第百二十五条)」を

「第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例(第百七条の二) 第七章 不服申立て(第百二十一、二百二十五条)」を

第八章 雑則(第百二十六、二百三十一、二百三十八、二百四十条)

第九章 罰則(第百三十二、二百三十八、二百四十条)

に改める。

第十条第一項中「何人でも、」を「戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。))を含む。又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その」に改め、「証明書」の下に「(以下「戸籍謄本等」という。))を加え、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項中「同項の謄本、抄本又は証明書」を「戸籍謄本等」に改め、同条第二項を削る。

第十条の次に次の三条を加える。

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を

履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

第一項の規定にかかわらず、弁護士(弁護士法人を含む。次項において同じ。)、司法書士(司法書士法人を含む。次項において同じ。)、土地家屋調査士土地家屋調査士法人を含む。

次項において同じ。)、税理士(税理士法人を含む。次項において同じ。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。)、弁理士(特許業務法人を含む。次項において同じ。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができ。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

第一項及び前項の規定にかかわらず、弁理士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができ。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

一 弁理士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務(弁理士法人については弁理士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。)

二 司法書士にあつては、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務(同項第七号及び第八号に規定する相談

業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。)

三 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務

四 税理士にあつては、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第一項第一号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務

五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の三に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務(同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。)

六 弁理士にあつては、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第四条第一項に規定する特許庁における手続(不服申立てに限る。)、異議申立て及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続(裁定の取消しに限る。))についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続(不服申立てに限る。))についての代理業務、同項第二号に規定する訴訟の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務(特許業務法人については

同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。)

第一項及び第三項の規定にかかわらず、弁理士は、刑事に関する事件における弁理士としての業務、少年の保護事件若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第三条に規定する処遇事件における付添人としての業務、逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐人としての業務、人身保護法(昭和二十三年法律第九十九号)第十四条第二項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務、人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第十三条第二項及び第三項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務又は民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三十五条第一項に規定する特別代理人としての業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができ。この場合において、当該請求をする者は、弁理士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

前条第三項の規定は、前各項の請求をしようとする者について準用する。

第十条の三 第十条第一項又は前条第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省

令で定める事項を明らかにしなければならない。

前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が、当該請求をする者(前条第二項の請求にあつては、当該請求の任に当たたる権限を有する職員。以下この項及び次条において「請求者」という。)(の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たつては、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たたるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。

第十条の四 市町村長は、第十条の二第一項から第五項までの請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされないとき、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。

第十一条の二第一項中「記載されている者」の下に「その戸籍から除かれた者を含む。次項において同じ。」を加える。

第十二条の二を次のように改める。

第十二条の二 第十条から第十条の四までの規定は、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「除籍謄本等」という。)(の交付の請求をする場合に準用する。

第二十条の四中「在る者又は在つた者」を「記載されている者(その戸籍から除かれた者を含む。))」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七條の二 市町村長は、届出によつて効力

を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出(以下この条において「縁組等の届出」という。)が市役所又は町村役場に出頭した者によつてされる場合には、当該出頭した者に対し、法務省令で定めるところにより、当該出頭した者が届出事件の本人(認知にあつては認知する者、民法第七百九十七條第一項に規定する縁組にあつては養親となる者及び養子となる者の法定代理人、同法第八百一十一條第二項に規定する離縁にあつては養親及び養子の法定代理人となるべき者とする。次項及び第三項において同じ。)であるかどうかの確認をするため、当該出頭した者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す運転免許証その他の資料の提供又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

市町村長は、縁組等の届出があつた場合において、届出事件の本人のうちに、前項の規定による措置によつては市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを確認することができない者があるときは、当該縁組等の届出を受理した後遅滞なく、その者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出を受理したことを通知しなければならない。

何人も、その本籍地の市町村長に対し、あらかじめ、法務省令で定める方法により、自らを届出事件の本人とする縁組等の届出がされた場合であつても、自らが市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができないときは当該縁組等の届出を受理しないよう申し出ることができ

る。

市町村長は、前項の規定による申出に係る縁組等の届出があつた場合において、当該申出をした者が市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができなかったときは、当該縁組等の届出を受理することができない。

市町村長は、前項の規定により縁組等の届出を受理することができなかった場合は、遅滞なく、第三項の規定による申出をした者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出があつたことを通知しなければならない。

第四十八條第三項中「第十条第四項」を「第十条第三項及び第十条の三」に改め、「これを」を削る。

第八十七條第二項中「以外の親族」の下に、「後見人、保佐人、補助人及び任意後見人」を加える。

第二百二十六條を附則第一条とし、第二百二十七條を附則第二条とし、第二百二十八條を附則第三条とし、第二百二十九條を附則第四条とし、第二百三十條を附則第五条とする。

第三百一十一條第一項中「第二百二十八條第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を附則第六条とする。

第三百三十二條を附則第七条とする。

第三百三十三條中「第二百二十八條第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同条を附則第八条とする。

第三百三十四條第一項中「添附し」を「添付し」に、「第三十八條第一項但書」を「第三十八條第一項た

だし書」に改め、同条第二項中「添附し」を「添付し」に改め、同条を附則第九条とする。

第三百三十五條第一項中「第十四條第一項但書」を「第十四條第一項ただし書」に改め、同条を附則第十条とする。

第三百三十六條を附則第十一条とする。

第三百三十七條中「第二百二十八條第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同条を附則第十二条とする。

第三百三十八條第三項中「第二百二十九條」を「第二百二十九條に改め、同条を附則第十三条とする。

第三百三十九條を削る。

第四百四十條を附則第十四条とし、第四百四十一條を附則第十五条とする。

第二百二十四條及び第二百二十五條を削る。

第二百二十三條中「これを」を削り、本則中同条を第三百三十八條とする。

第二百二十二條中「五万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「その他の」を「その他」に改め、同条第四号中「戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、第十条第一項若しくは第十二條の二第一項の証明書」を「戸籍謄本等、除籍謄本等」に改め、「第二項」の下に「これらの規定を」を加え、「第二百十七條の四第一項」を「第二百二十條第一項」に改め、同条を第三百三十七條とする。

第二百二十一條の二を削る。

第二百二十一條中「第二項」の下に「これらの規定を」を加え、「これを五万円」を「十万円」に改め、同条を第三百三十六條とする。

第二百二十條中「これを三万円」を「五万円」に改め、同条を第三百三十五條とし、同条の前に次の章名及び三條を加える。

第九章 罰則

第三百三十二條 戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。外国人に関する事項について虚偽の届出をした者も、同様とする。

第三百三十三條 偽りその他不正の手段により、第十条若しくは第十条の二に規定する戸籍謄本等、第十二條の二に規定する除籍謄本等又は第二百二十條第一項に規定する書面の交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十四條 偽りその他不正の手段により、第四十八條第二項(第四百七條において準用する場合を含む。)の規定による閲覧をし、又は同項の規定による証明書の交付を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

第三百三十九條の二中「戸籍事件」の下に「(次条に規定する請求に係るものを除く。に)関する市町村長の処分」を加え、同条を第三百二十三條とし、同条の次に次の二條及び一章を加える。

第二百二十四條 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項までの請求(これらの規定を第十二條の二において準用する場合を含む。)、第四十八條第二項の規定による請求及び第二百二十條第一項の請求について市町村長がした処分に不服がある者は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方方法務局の長に審査請求をすることができる。

第二百二十五條 前条の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第八章 雑則

第二百六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるもののため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

第二百七条 戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第二百二十八条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

第二百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報を用いる。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第二百三十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。)(第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出

の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。

第四十七条の規定は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。

第四十条又は民法第七百四十一条若しくは第八百一条の規定による届出及び第四十一条の規定による証書の謄本の提出については、情報通信技術利用法第三条の規定は、適用しない。

戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六条の規定は、適用しない。

第三百三十一條 この法律に定めるもののほか、届書その他戸籍事務の処理に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第二百九条中「家事審判法」の下に「昭和二十二年法律第五十二号」を加え、「これを」を削り、同条を第二百二十二条とする。

第二百八条中「戸籍事件」の下に「第二百二十四条に規定する請求に係るものを除く。」を加え、「申立」を「申立て」に改め、同条を第二百二十一条とする。

第一百七条の五から第一百七条の八までを削る。

第六章の章名中「雑則」を「不服申立て」に改める。

第六章を第七章とする。

第一百七条の四第一項中「第十二条の二第一項」を「第十条の二第一項から第五項まで(これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。)

む。)、これらの規定の謄本、抄本又は証明書を「戸籍謄本等又は除籍謄本等」に改め、第五章の二中同条を第二百二十条とする。

第一百七条の三を第二百十九条とし、第一百七条の二を第二百十八条とする。

第五章の二を第六章とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の戸籍法(次項において「旧法」という。)(第十条第一項、第十二条の二第一項又は第四十八条第二項の規定によりされた請求に係る戸籍事件及び当該戸籍事件についての不服申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第四十八条第一項の規定によりされた請求に係る戸籍事件については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正)
第四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第三十七号中「第一百七

条の三第二項」を「第二百十九条第二項」に改める。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第五条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第一百七条の四第一項」を「第二百二十条第一項」に、「第十二条の二第一項の規定に基づく同項」を「第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「第一百七条の四第一項」を「第二百二十条第一項」に、「第十二条の二第一項の規定に基づく同項」を「第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二」に改める。

理由

戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付の請求をすることができる場合を制限するとともに、当該請求をする者の本人確認、不正に交付を受けた者の処罰等を行い、また、戸籍の真实性を担保するため、届出の受理の通知手続等を定めるなど戸籍の制度について所要の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年、個人情報保護の必要とされている情勢にかんがみ、「戸籍公開の原則」を見直し、戸籍謄本等の請求をすることが出来る場合を制限するとともに、戸籍の真实性を担保するため、届出の受理の通知手続を定める等戸籍の制度について所要の整備を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 戸籍の公開制度の見直し

(一) 何人でも戸籍謄本等の交付請求ができる「戸籍公開の原則」を改め、戸籍に記載されている者等以外の者による交付請求について、自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合等戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に制限するものとする。

(二) 戸籍謄本等の交付請求をする者は、運転免許証を提示する方法等により、氏名その他の本人を特定する事項等を明らかにするものとする。

2 戸籍の記載の真实性の担保

(一) 市町村長は、婚姻、協議離婚、養子縁組等の届出について、運転免許証の提示を受ける方法等により届書を持参した者が誰であるかを確認し、届書の持参を確認できなかった届出人に対して届出があったことを通知するものとする。

(二) (一)の婚姻等の届出がされても自らが届書を持参したことが確認できない場合は期限の限定なく受理しないよう、あらかじめ申し出ることができるものとする。

3 制裁の強化

偽りその他不正の手段により戸籍謄本等の交付を受けた場合の制裁を強化し、過料の制裁を罰金刑の制裁に改めること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、戸籍に記載された個人情報保護し、戸籍の真实性を担保するため、戸籍の制度について所要の整備を行うとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年三月二十三日

法務委員長 七条 明

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

戸籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 戸籍の制度が我が国の社会において重要な役割を果たしていることにかんがみ、本法による戸籍の制度の整備について周知徹底を図ること。

二 第三者が戸籍の謄抄本を交付請求する場合において、正当な理由がある者の請求が拒まれ、又は正当な理由がない者の請求が認められること。

とのないよう、全国統一的かつ適切な運用に努めること。

三 弁護士、行政書士等の資格者が戸籍の謄抄本を交付請求する場合における業務上の必要性の判断については、各資格者の業務に照らし個別に行うこと。

四 戸籍の謄抄本を交付請求する場合等における運転免許証等を有しない者の本人確認手続については、全国統一的かつ適切な運用に努めること。

五 本法による戸籍制度の整備に伴い、市町村の事務負担が過重になることのないよう、必要な措置を講ずること。

六 戸籍の公的な性格にかんがみ、コンピュータの完成時期に合わせて、個人情報の保護に留意しつつ、戸籍情報の社会的な性格の違いに応じた公開の在り方について検討を行うこと。

七 本法の施行状況に照らし、虚偽の届出を行った者に対する制裁が実効的なものとなるよう、必要に応じて刑罰等につき見直しをすること。

八 本法の施行状況及び他の関連制度における扱いに照らし、第三者が不正に戸籍の謄抄本を交付請求することを防止する更なる措置の導入の是非について検討を行うこと。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第六項中「から別に法律で定める年度(次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第五項並びに第五十六条第二項において「特定年度」という。)の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

7 平成十九年度から別に法律で定める年度(次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第六項並びに第五十六条第二項において「特定年度」という。)の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の一を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「

は「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

附則第三十二条第五項中「から特定年度の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

6 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

附則第五十六条第二項の表中「附則第十三条第六項」を「附則第十三条第七項」に、「附則第三十二条第五項」を「附則第三十二条第六項」に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第五項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十号)附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

6 平成十九年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十号)附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号

中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十号)附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

6 平成十九年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十号)附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第五項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十号)附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

6 平成十九年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十号)附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

附 則

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の改正規定中「附則第八条第五項」を「附則第八条第六項」に改める。

理 由

基礎年金の国庫負担割合については、平成二十一年度までの間の別に法律で定める特定年度において二分の一とされることを踏まえ、平成十九年度以降における国庫負担の割合を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、基礎年金の国庫負担割合について、平成十九年度以降は、三分の一に千分の二十五を加えた割合から、三分の一に千分の三十二を加えた割合に引き上げることとするものである。

なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

平成十九年度以降の基礎年金の国庫負担割合を、三分の一に千分の三十二を加えた割合に引き上げるとは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成十九年度において、約千二百二十四億円である。

平成十九年三月二十三日

厚生労働委員長 櫻田 義孝

衆議院議長 河野 洋平殿

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

モーターボート競走法の一部を改正する法律

(モーターボート競走法の一部改正)

第一条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条の二)

第二章 競走の実施(第五条―第十八条の二)

第三章 交付金及び収益の使途(第十九条―第二十条の二)

第四章 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会(第二十一条―第二十二条)

第五章 雑則(第二十二条の十一―第二十六条の二)

第六章 罰則(第二十七条―第四十条)

附則

第二条第五項中「勝舟投票券」の下に「(以下「舟券」という。)」を加える。

第三条中「競走の競技に関する事務その他の競走の実施に関する事務(国土交通省令で定めるものを除く。)」を当該都道府県に設立するモーターボート競走会を「国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、モーターボート競走会又は私人(第一号に掲げる事務にあつては、当該施行者が所在する都道府県に設立するモーターボート競走会に限る。)」に、「競走に出場する選手並びに競走に使用

するボート及びモーターの競走前の検査、競走の審判その他の競走の競技に関する」を「同号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 競走に出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走前の検査、競走の審判その他の競走の競技に関する事務(以下「競技関係事務」という。)

二 舟券の発売又は第十条及び第十条の二の規定による払戻金若しくは第十二条第六項の規定による返還金の交付(以下「舟券の発売等」という。))に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、競走の実施に関する事務(国土交通省令で定めるものを除く。)

第四条第一項中「(以下「競走場」という。)」を削り、「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改め、同条第四項中「競走場」を「モーターボート競走場」に改め、同条第六項中「当該競走場」を「同項の許可を受けて設置され若しくは移転されたモーターボート競走場(以下「競走場」という。)」に改め、「供しなかつたとき」の下に「又は競走場の位置、構造及び設備がその許可の基準に適合しなくなつたと認めるとき」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(場外発売場の設置)

第四条の二 舟券の発売等の用に供する施設を競走場外に設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。当該許可を受けて設置された施設を移転しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の許可の申請があつたときは、申請に係る施設的位置、構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合する場合に限り、その許可をすることができ、

3 競走場外における舟券の発売等は、第一項の許可を受けて設置され又は移転された施設(以下「場外発売場」という。))でなければならない。

4 前条第五項及び第六項の規定は第一項の許可について、同条第七項及び第八項の規定は場外発売場及び場外発売場設置者(第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。))について、それぞれ準用する。

第五条中「前条第一項の許可を受けて設置され又は移転された」を削る。

第七条中「入場者」を「競走場への入場者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、競走場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第八条(見出しを含む。中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の舟券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の舟券と、当該電磁的記録に記載された情報の内容は同項の舟券に表示された記載とみなす。

第九条の前の見出し中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条第三号中「勝舟投票券」を「舟券」に、「従つて」を「従事する」に改める。

第九条の二中「学生生徒及び」を削り、「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第九条の三「の四種」を「(以下この条及び第十二条第四項において「基本勝舟投票法」という。))並びに重勝式(同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝舟投票法により勝舟となつたものを一組としたものを勝舟とする方式をいう。以下同じ。))の五種類」に、「各勝舟投票法における」を「勝舟投票法の種類(重勝式勝舟投票法その他国土交通省令で定める勝舟投票法について、当該勝舟投票法ごとに国土交通省令で定める種別。以下同じ。))」に改め、同条を第九条の四とする。

第九条の二の次に次の一条を加える。

(勝舟投票類似の行為の特例)

第九条の三 施行者の職員は、第二十七条第二号の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることができ、

第十条第一項中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、「百分の七十五」の下に「(以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率)」を加え、「あん分し」を「按分し」に改め、同条第三項中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「場合」の下に「(次条第

一項に規定する場合を除く。」を、「百分の七十五の下に「以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率」を加え、「勝舟投票券」を「舟券」に、「あん分し」を「按分し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二 重勝式勝舟投票法の種別であつて

勝舟の的中の割合が低いものとして国土交通省令で定めるもの(以下この条において「指定重勝式勝舟投票法」という。)についての勝舟投票の的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を、当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の勝舟投票であつてその後最初に的中者があるものに係る払戻金として加算するものとする。

2 指定重勝式勝舟投票法について、前条第一項の払戻金の額が国土交通省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

3 前項の場合における払戻金の最高限度額を超える部分の前条第一項の払戻金の額の総額は、当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の勝舟投票であつてその後最初に的中者があるものに係る払戻金として加算するものとする。

4 指定重勝式勝舟投票法の実施を停止する場合における第一項及び前項の規定により払戻金として加算すべき売上金の処分については、国土交通省令で定める。

第十一条中「前条」を「前二条」に改める。

第十二条第一項中「勝舟投票券」を「舟券(重勝式勝舟投票法に係るものを除く。次項及び第三項において同じ。)」に、「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二項中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条第三項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項各号中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 重勝式勝舟投票法に係る基本勝舟投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の舟券に表示されたモーターボート(連勝単式勝舟投票法及び連勝複式勝舟投票法を基本勝舟投票法とする場合にあつては、その舟券に表示された組)をその舟券に表示する重勝式勝舟投票法の投票は、これを無効とする。

5 競走場への入場者以外の者に対し発売した舟券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由により、競走場への入場者に対し発売した舟券の発売金額と合計することができなかった場合には、競走場への入場者以外の者の投票であつて合計することができなかったものは、これを無効とする。

第十三条中「第十条」の下に「及び第十条の二」を加え、「勝舟投票券」を「舟券」に、「引換」を「引換え」に、「且つ」を「かつ」に改める。
第十四条中「第十条」の下に「及び第十条の二」を加える。

第十五条中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に、「除くの外」を「除き」に、「同様である」を「同様とする」に改める。

第十七条の前の見出しを「競走場内等の取締り」に改め、同条中「秩序」の下に「場外発売場において舟券の発売等が行われる場合にあつては、当該場外発売場内の秩序を含む。」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第十八条中「且つ」を「かつ」に、「左の各号」を「次に」に改め、同条第三号中「入場を」を「競走場への入場を」に改める。

第十八条の二の見出し中「競走場」の下に「及び場外発売場」を加え、同条に次の一項を加える。

2 場外発売場設置者は、その場外発売場の位置、構造及び設備を第四条の二第二項の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 交付金及び収益の使途

第十九条中「左の各号」を「次に」に改め、同条各号中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による交付金は、競走の開催ごとに、その終了した日から三十日を超えない範囲内において国土交通省令で定める期間内に交付しなければならない。

第十九条の次に次の見出し及び四条を加える。

(交付金の特例)

第十九条の二 施行者は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第一項の規定によ

る交付金(以下この条から第十九条の四までにおいて単に「交付金」という。)の交付を前条第二項の規定に従つて行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、期間を定めて、その期間において開催する競走に係る交付金の交付の期限を当該期間の終了の日後まで延長することができる。

一 競走の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれること。

二 競走の事業の収支が著しく不均衡な状況が引き続き一年以上で国土交通省令で定める期間継続することが見込まれること。

2 前項の場合において、当該交付金の交付の期限を延長しようとする施行者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を提出して、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 前項の期間(以下「特例期間」という。)

二 特例期間においてその交付の期限を延長することが見込まれる交付金の総額

三 延長後の交付金の交付の期限(以下「特例期間」という。)

四 その他国土交通省令で定める事項

3 特例期間は、五年を超えることができないものとし、特例期限は、特例期間の終了の日の翌日から起算して十年を経過する日後とすることができないものとする。

4 第二項の規定による協議をしようとする施行者は、国土交通省令で定めるところにより、その競走の事業の収支の状況及びその改

善に必要な方策その他の国土交通省令で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第十九条の三 国土交通大臣は、前条第二項の協議があつた場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、同項の同意をするものとする。

一 その競走の事業の収支が前条第一項各号のいずれにも該当すること。

二 事業収支改善計画の確実な履行を通じて、特例期間の終了後における競走の事業の収支の改善及びこれによる交付金の安定的な交付が見込まれること。

2 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしようとするときは、あらかじめ、日本船舶振興会の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしたときは、遅滞なく、日本船舶振興会に通知するものとする。

第十九条の四 施行者は、第十九条の二の規定により交付金の交付の期限を延長した場合において、なおその特例期限内に当該交付金を交付することが著しく困難であると見込まれるに至つたときは、当該交付金の特例期限を更に延長することができる。この場合においては、延長後の期限は、特例期限の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。

2 第十九条の二第二項及び第四項並びに前条の規定は、前項の規定による期限の延長について準用する。

第十九条の五 第十九条の二第二項（前条第二

項において準用する場合を含む。）の同意を得た施行者は、当該同意に係る事業収支改善計画に従つて競走の事業を実施しなければならない。

第二十条中「競走の実施に関する事務」を「競技関係事務」に、「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第二十二條の五第一項中「左の業務を行なう」を「次の業務を行なう」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二條の七第一項中、「第十九条」を「第十九条第一項」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第十九条第一号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第二号」を「第十九条第一項第二号」に改める。

第二十二條の十一中「競走場内」の下に「又は場外発売場内」を加え、「又は競走場設置者」を「競走場設置者又は場外発売場設置者」に、「競走場の」を「競走場若しくは場外発売場の」に、「競走場を」を「競走場若しくは場外発売場を」に改める。

第二十三條第二項中「若しくは競走場設置者」を「競走場設置者若しくは場外発売場設置者」に、「基く」を「基づく」に、「又は当該競走場設置者」を「当該競走場設置者又は当該場外発売場設置者」に改める。

第二十三條の二の見出しを「競走場等の設置等の許可の取消し」に改め、同条中「競走場設置者の下に」又は「場外発売場設置者」を、「当該

競走場」の下に「又は当該場外発売場」を加える。

第二十四條第一項中「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第二十五條第一項中「若しくは競走場設置者」を「競走場設置者若しくは場外発売場設置者」に、「競走場に」を「競走場若しくは場外発売場に」に改める。

第二十七條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第二十八條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第二十九條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第三十條中「勝舟投票券」を「舟券」に、「譲受」を「譲受け」に、「五十万円」を「五十百万円」に改める。

第三十二條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十七條第一項中「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

第三十八條中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第三十九條中「十万円」を「百万円」に改める。

第四十條中「次の各号」を「次に」に、「三万円」を「五十万円」に改める。

別表第一（第十九条関係）

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
三億六千万円以上六億円未満	売上金の額の千分の四。ただし、売上金の額の九百八十四が三億六千万円未満となるときは、当該売上金の額と三億六千万円との差額の千分の二百五十
六億円以上十二億円未満	売上金の額の千分の六。ただし、売上金の額の千分の九百七十六が五億九千四百万円未満となるときは、当該売上金の額と五億九千四百万円との差額の千分の二百五十
十二億円以上二十億円未満	売上金の額の千分の八。ただし、売上金の額の千分の九百六十八が十一億七千二百二十万円未満となるときは、当該売上金の額と十一億七千二百二十万円との差額の千分の二百五十

二十億円以上三十億円未満	売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十八が十九億三千六百万円未満となるときは、当該売上金の額と十九億三千六百万円との差額の千分の二百五十
三十億円以上	売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が二十八億四千四百万円未満となるときは、当該売上金の額と二十八億四千四百万円との差額の千分の二百五十

別表第二(第十九条関係)

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
三億円以上四億円未満	当該売上金の額と三億円との差額の千分の八
四億円以上五億円未満	八十万円に、当該売上金の額と四億円との差額の千分の十を加算した金額
五億円以上十億円未満	百八十万円に、当該売上金の額と五億円との差額の千分の十二を加算した金額
十億円以上十五億円未満	七百八十万円に、当該売上金の額と十億円との差額の千分の十五を加算した金額
十五億円以上	千五百三十万円に、当該売上金の額と十五億円との差額の千分の十七を加算した金額

第二条 モーターボート競走法の一部を次のように改正する。

目次中「日本船舶振興会(第二十二條の二、第二十二條の十)」を「船舶等振興機関(第二十二條の二、第二十二條の十四)」に、「第二十二條の十一」を「第二十二條の十五」に改める。

第一條の見出しを「趣旨」に改め、同條中「海難防止に関する事業」の下に「その他の海事

に関する事業」を加え、「寄与し」を「寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し」に改め、「海事思想の普及及び」を削り、「並びに体育事業」を「及び体育事業」に改める。

第十九條の見出し中「日本船舶振興会」を「船舶等振興機関」に改め、同條第一項中「日本船舶振興会」を「第二十二條の二第一項に規定する船舶等振興機関(第十九條の三において単に「船舶

等振興機関」という。)に改める。

第十九條の三第二項及び第三項中「日本船舶振興会」を「船舶等振興機関」に改める。

第四章の二の章名を次のように改める。

第四章の二 船舶等振興機関

第二十二條の二から第二十二條の七までを次のように改める。

(船舶等振興機関)

第二十二條の二 国土交通大臣は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下「船舶等振興業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、船舶等振興機関として指定することができる。

一 職員、船舶等振興業務の実施の方法その他の事項についての船舶等振興業務の実施に関する計画が、船舶等振興業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の船舶等振興業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、船舶等振興業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 船舶等振興業務以外の業務を行つてい

場合には、その業務を行うことによつて船舶等振興業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 第二十二條の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)をしたときは、船舶等振興機関の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。

3 船舶等振興機関は、その名称若しくは住所又は船舶等振興業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を官報に公示しなければならない。

(業務)

第二十二條の三 船舶等振興機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 モーターボートその他の船舶、船舶用機

関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うこと。

二 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

三 前二号に掲げるもののほか、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興を図るため必要な業務

四 観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

五 前号に掲げるもののほか、観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な業務

六 第十九条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

2 船舶等振興機関は、国土交通大臣の認可を受けて、前項第一号の業務の一部を銀行その他の金融機関に委託することができる。

3 船舶等振興機関は、第一項第三号又は第五号に掲げる業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
(補助の業務の適正な実施)

この条及び次条において単に「補助」というのを公正かつ効率的に行わなければならない。

2 船舶等振興機関から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた船舶等振興業務規程及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。
(船舶等振興業務規程)

第二十二條の五 船舶等振興機関は、船舶等振興業務に関する規程(以下「船舶等振興業務規程」という。)を定め、船舶等振興業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 船舶等振興業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 資金の貸付けの利率、償還期限及び償還の方法

二 補助の対象とする事業の選定の基準、補助の申請及び決定の手続その他補助の方法

三 余裕金の運用の方法

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした船舶等振興業務規程が船舶等振興業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その船舶等振興業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員の選任及び解任)

第二十二條の六 船舶等振興機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、船舶等振興機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令

若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、前条第一項の認可を受けた船舶等振興業務規程に違反する行為をしたとき、又は船舶等振興業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、船舶等振興機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第二十二條の七 船舶等振興業務に従事する船舶等振興機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十二條の七の二を削る。

第二十二條の八から第二十二條の十までを次のように改める。

(事業計画等)

第二十二條の八 船舶等振興機関は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 船舶等振興機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

3 船舶等振興機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(交付金の使途及び区分経理)

第二十二條の九 船舶等振興機関は、第十九条第一項の規定による交付金については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第十九条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の業務

二 第十九条第一項第二号の規定による交付金 第二十二條の三第一項第四号及び第五号に掲げる業務

2 船舶等振興機関は、国土交通省令で定めるところにより、前項第一号に掲げる業務に関する経理と同項第二号に掲げる業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。
(帳簿の備付け等)

第二十二條の十 船舶等振興機関は、国土交通省令で定めるところにより、船舶等振興業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第二十二條の十一を第二十二條の十五とし、第四章の二中第二十二條の十の次に次の四条を加える。

(監督命令)

第二十二條の十一 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、船舶等振興機関に対し、船舶等振興業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第二十二條の十二 船舶等振興機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、船舶等振興業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

第三十五条第二項中「前条に掲げる役員若しくは職員又は」を「競走の」に改め、「担当すべき職務又は」を削り、「わいろ」を「賄賂」に、「同条に掲げる役員若しくは職員又は」を「競走の」に改め、同条第二項中「前条に掲げる役員若しくは職員又は」を「競走の」に、「在職中」を「選手で

あつた期間中に改め、「職務又は」を削り、「わ
いろ」を「賄賂」に改め、同条を第七十三条とす
る。

第三十四条中「モーターボート競走会若しく
は全国モーターボート競走会連合会の役員若し
くは職員又は」及び「職務又は」を削り、「わい
ろ」を「賄賂」に改め、同条を第七十二条とす
る。

第三十三条中「第二十七条から第三十条まで
又は前条」を「第六十五条から前条まで」に改
め、同条を第七十一条とする。

第三十二条第一号中「第二十二條の十」を「第
三十九條又は第五十二條」に改め、同条第二号
中「第二十二條の十二第一項」を「第四十一條第
一項又は第五十四條第一項」に改め、同条第三
号及び第四号中「第二十五條第一項」を「第六十
一條第一項」に改め、同条を第七十條とする。

第三十一條を削る。

第三十條中「第九條又は第九條の二」を「第十
一條又は第十二條」に改め、同条を第六十九條
とする。

第二十九條第一号中「第九條」を「第十一條」に
改め、同条第二号中「第二十七條第一号」を「第
六十五條第一号」に改め、同条第三号中「第九條
第三号」を「第十一條第三号」に、「第二十七條第
二号」を「第六十五條第二号」に、「第九條各号」
を「第十一條各号」に改め、同条を第六十八條と
する。

第二十八條の二中「第二十二條の十三第一項」
を「第四十二條第一項又は第五十五條第一項」に
改め、同条を第六十七條とする。

第二十八條第一号中「第九條各号」を「第十一

条各号」に改め、同条を第六十六條とする。

第二十七條を第六十五條とする。

第六章を第七章とする。

第五章中「第二十六條の二」を第六十四條とす
る。

第二十六條の見出しを「政令等への委任」に
改め、同条中「ものの外」を「もののほか」に改
め、同条を第六十三條とする。

第二十五條の二中「全国モーターボート競走
会連合会」を「競走実施機関」に改め、同条を第
六十二條とする。

第二十五條第一項中「モーターボート競走
会、全国モーターボート競走会連合会」を「競走
実施機関」に改め、同条を第六十一條とする。

第二十四條を第六十條とし、第二十三條の二
を第五十九條とする。

第二十三條第一項中「基く」を「基づく」に改
め、同条第二項中「モーターボート競走会、
全国モーターボート競走会連合会及び」当該
モーターボート競走会、全国モーターボート競
走会連合会」を削り、同条を第五十八條とす
る。

第二十二條の十五中「モーターボート競走
会、全国モーターボート競走会連合会」を削
り、同条を第五十七條とする。

第五章を第六章とする。
第二十二條の十四中「第二十二條の十二第一
項」を「第五十四條第一項」に改め、第四章の二
中同条を第五十六條とする。

第二十二條の十三第一項第三号中「第二十二
條の五第一項」を「第四十七條第一項」に改め、
同条を第五十五條とする。

第二十二條の十二を第五十四條とし、第二十
二條の十一を第五十三條とし、第二十二條の十
を第五十二條とする。

第二十二條の九第一項中「第十九條第一項」
を「第二十五條第一項」に改め、同項第一号中
「第十九條第一項第一号」を「第二十五條第一項
第一号」に改め、同項第二号中「第十九條第一項
第二号」を「第二十五條第一項第二号」に、「第二
十二條の三第一項第四号」を「第四十五條第一項
第四号」に改め、同条を第五十一條とする。

第二十二條の八を第五十條とする。

第二十二條の七中「明治四十年法律第四十五
号」を削り、同条を第四十九條とする。

第二十二條の六を第四十八條とし、第二十二
條の五を第四十七條とし、第二十二條の四を第
四十六條とする。

第二十二條の三第一項第六号中「第十九條第
一項」を「第二十五條第一項」に改め、同条を第
四十五條とする。

第二十二條の二第二項第五号中「第二十二條
の十三第一項」を「第五十五條第一項」に改め、
同項第六号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を
第四十四條とする。

第四章の二を第五章とする。
第四章を次のように改める。

第四章 競走実施機関

(競走実施機関)

第三十二條 国土交通大臣は、モーターボート
競走の公正かつ円滑な実施を目的とする一般
社団法人又は一般財団法人であつて、次条に
規定する業務(以下「競走実施業務」という。)に
関し次に掲げる基準に適合すると認められ

るものを、その申請により、全国に一を限つ
て、競走実施機関として指定することができ
る。

一 職員、競走実施業務の実施の方法その他
の事項についての競走実施業務の実施に関
する計画が、競走実施業務の適確な実施の
ために適切なものであること。

二 前号の競走実施業務の実施に関する計画
を適確に実施するに足る経理的及び技術
的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、競走実施業務の
公正な実施に支障を及ぼすおそれがないも
のであること。

四 競走実施業務以外の業務を行つてゐる場
合には、その業務を行うことによつて競走
実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそ
れがないものであること。

五 第四十二條第一項の規定により指定を取
り消され、その取消しの日から三年を経過
しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者
がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執
行を終わり、又は執行を受けることがな
くなつた日から三年を経過しない者

ロ この法律の規定により罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終わり、又は執行
を受けることがなくなつた日から三年を
経過しない者

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定
(以下この章において単に「指定」という。)を
したときは、競走実施機関の名称及び住所並

びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。

3 競走実施機関は、その名称若しくは住所又は競走実施業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を官報に公示しなければならない。

(業務)

第三十三条 競走実施機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 競技関係事務を行うこと。
二 選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録を行うこと。

三 選手の出場のあつせんを行うこと。
四 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務

(競走実施業務規程)

第三十四条 競走実施機関は、競走実施業務に関する規程(以下「競走実施業務規程」という。)を定め、競走実施業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競走実施業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 競技関係事務の実施の方法
二 選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録の方法
三 選手の出場のあつせんの方法

四 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練の方法

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした競走実施業務規程が競走実施業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その競走実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員の選任及び解任)

第三十五条 競走実施機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、競走実施機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、前条第一項の認可を受けた競走実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競走実施業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、競走実施機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第三十六条 競走実施業務に従事する競走実施機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業計画等)

第三十七条 競走実施機関は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、国土

交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競走実施機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 競走実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、競走実施業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十九条 競走実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、競走実施業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競走実施機関に対し、競走実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条 競走実施機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、競走実施業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により競走実施業務の全部の廃止を許可したときは、当該競走実施機関に係る指定は、その効力を失う。
3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、競走実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて競走実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 競走実施業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、又は第三十四条第一項の規定により認可を受けた競走実施業務規程によらないで競走実施業務を行ったとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は競走実施業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定を取り消した場合等における措置等)

第四十三条 第四十一条第一項により競走実施業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその後に新たに競走実施機関を指定したときは、従前の競走実施機関の競走実施業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた競走実施機関が承継する。

2 第四十一条第一項により競走実施業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における競走実施業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的の必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第二十条の二中「行なう」を「行う」に改め、第三章中同条を第三十一条とする。

第二十条の見出し中「モーターボート競走会」を「競走実施機関」に改め、同条中「モーターボート競走会」を「競走実施機関」に、「当該モーターボート競走会」を「競走実施機関」に改め、同条を第三十条とする。

第十九条の五中「第十九条の二第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十九条の四第一項中「第十九条の二」を「第二十六条」に改め、同条第二項中「第十九条の二第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条の三を第二十七条とする。

第十九条の二の前の見出しを削り、同条第一項中「第十九条の四」を「第二十八条」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前に見出しとして「(交付金の特例)」を付する。

第十九条第一項中「第二十二條の二第一項」を「第四十四條第一項」に、「第十九条の三」を「第二十七條」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条の二第二項中「第四条の二第二項」を「第五条第二項」に改め、第二章中同条を第二十四条とする。

第十八条中「モーターボート競走会」を「競走実施機関」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七条の前の見出しを削り、同条を第二十二條とし、同条の前に見出しとして「(競走場内等の取締り)」を付する。

第十六条を削る。

第十五条中「第十二條第六項」を「第十八條第

六項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条中「第十条及び第十条の二」を「第十五条及び第十六条」に、「第十二條」を「第十八條」に改め、同条を第二十条とする。

第十三条中「第十条及び第十条の二」を「第十五条及び第十六条」に改め、同条を第十九条とする。

第十二條を第十八條とし、第十一条を第十七條とし、第十条の二を第十六條とする。

第十条の前の見出しを削り、同条第一項中「第十二條」を「第十八條」に改め、同条を第十五條とし、同条の前に見出しとして「(払戻金)」を付する。

第九条の四中「第十二條第四項」を「第十八條第四項」に改め、同条を第十四條とする。

第九条の三中「第二十七條第二項」を「第六十五條第二項」に改め、同条を第十三條とする。

第九条の二を第十二條とする。

第九条の前の見出しを削り、同条第二号中「モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会」を「競走実施機関」に、「並びに」を「及び」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に見出しとして「(舟券の購入等の禁止)」を付する。

第八条を第十条とする。

第七条中「第九条各号」を「第十一条各号」に改め、同条を第九条とする。

第六条の二第一項中「左の各号に」を「次に」に、「こゝえ」を「超え」に改め、同条を第八條とする。

第六条第一項及び第二項中「全国モーターボート競走会連合会」を「競走実施機関」に改

め、同条第三項中「全国モーターボート競走会連合会」を「競走実施機関」に、「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改め、同条を第七條とする。

第五条を第六條とし、第一章中第四条の二を第五条とする。

別表第一及び別表第二中「第十九條」を「第二十五條」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二條まで並びに附則第十三條第二項から第四項までの規定 平成十九年十月一日

二 第三条、附則第十三條第一項及び第五項から第七項まで並びに附則第十四條から第十七條までの規定 平成二十年四月一日

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前のモーターボート競走法第二十六條の規定に基づくモーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)の定める確認を受けて設置された場外発売場でこの法律の施行の際現に存するものは、第一条の規定による改正後のモーターボート競走法第四條の二第一項の許可を受けて設置された場外発売場とみなす。

2 この法律の施行の日前に開催された競走及び一回の開催が同日の前後にまたがっている競走に係る日本船舶振興会への交付金の金額については、なお従前の例による。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後のモーターボート競走法(以下「第二条による改正後の法」という。)第二十二條の二第一項の規定による指定及びこれに關して必要な手続その他の行為(船舶等振興業務規程の認可を含む。)は、第二条の規定の施行前においても、第二条による改正後の法第二十二條の二及び第二十二條の五の規定の例により行うことができる。

第四条 第二条による改正後の法第二十二條の二第一項の規定により国土交通大臣が指定する者(以下この条において「指定法人」という。)が日本船舶振興会でないときは、日本船舶振興会は、第二条の規定の施行の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時において、指定法人が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 指定法人が日本船舶振興会でないときは、日本船舶振興会又は指定法人の債権者は、それぞれ日本船舶振興会又は指定法人に対し、日本船舶振興会から指定法人への権利及び義務の承継について異議を述べることができる。

3 指定法人が日本船舶振興会でないときは、日本船舶振興会及び指定法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

一 日本船舶振興会の一切の権利及び義務を指定法人が承継する旨
二 債権者が公告の日から一月以内に異議を述べることを旨

4 債権者が前項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者の債務者である日本船舶振興会又は指定法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、その権利及び義務の承継により当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 第一項の規定により日本船舶振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第五条 日本船舶振興会の第二条の規定の施行の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

第六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日が第二条の規定の施行の日後第三条の規定の施行の日以前となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条による改正後の法第二十二條の二第一項の規定の適用については、「一般財団法人」とあるのは、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の財団法人」とする。

第七条 商工組合中央金庫は、当分の間、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十條の規定にかかわらず、第二条による改正後の

法第二十二條の三第二項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。
(第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中日本船舶振興会の項を削る。

一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一

二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百十九号)別表

三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)別表第一

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

表
(第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定の施行前に同条第二号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された日本船舶振興会を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

第十条 附則第八条の規定の施行前に同条第三号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき日本船舶振興会がした行為及び日本船舶振興会に対してされた行為については、なお従前の例による。

第十一条 附則第八条の規定の施行前に同条第四号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき日本船舶振興会がした行為及び日本船舶振興会に対し

たされた行為については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本船舶振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 日本船舶振興会の役員又は職員であつた者
二 日本船舶振興会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本船舶振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報(自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(第三条の規定による改正に伴う経過措置)
第十二条 第三条の規定による改正後のモーターボート競走法(以下「第三条による改正後の法」という。)第三十二条第一項の規定による指定及びこれに關して必要な手続その他の行為(競走実施業務規程の認可を含む。)は、第三条の規定の施行前においても、第三条による改正後の法第三十二条及び第三十四条の規定の例により行うことができる。

第十三条 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会は、第三条の規定の施行の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時に於いて第三条による改正後の法第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が指定する者(以下この条及び次条において「指定法人」という。)が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は指定法人の債権者は、それぞれモーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は指定法人に対し、モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会から指定法人への権利及び義務の承継について異議を述べることができる。

3 モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会及び指定法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
一 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の一切の権利及び義務を指定法人が承継する旨
二 債権者が公告の日から一月以内に異議を述べることができる旨

4 債権者が前項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者の債務者であるモーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は指定法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、その権利及び義務の承継により当

該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の第三条の規定の施行の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定によりモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

7 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のモーターボート競走法第六条の規定により全国モーターボート競走会連合会に登録されている競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録は、第三条による改正後の法第七条の規定により競走実施機関に登録されたものとみなす。

第十四条 前条第一項の規定により指定法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

第十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日の前日までの間における第三条による改正後の法第三十二条第一項の規定の適用については「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」と、第三条による改正後の法第四十四条第一項の規定

の適用については「一般財団法人」とあるのは「民法第三十四条の法人」とする。

第十六条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行

の日の日が第三条の規定の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)別表第二十四号の規定の適用については、同号中「第二十七号」とあるのは「第六十五号」と、「第三十四条後段」とあるのは「第七十二条後段」とする。

(第三条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第十七条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
別表第二十号中「第六章」を「第七章」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後五年以内

に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改める等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改める等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 第一条による改正関係

(一) 施行者は、モーターボート競走の実施に関する事務の一部を、モーターボート競走

会に加え施行者以外の地方公共団体又は私人に委託することができること。

(二) 場外発売場を設置又は移転しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこと。

(三) 施行者の職員は、勝舟投票類似行為をさせて財産上の利益を図る行為に関する情報を収集するため、国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることができること。

(四) 払戻金の見直しを行うとともに、勝舟投票法の種類に重勝式勝舟投票法を追加すること。

(五) 施行者は、日本船舶振興会への交付金の交付を行うことが著しく困難なときは、事業収支改善計画を作成し国土交通大臣の同意を得た場合は、交付金の交付の期限を延長することができること。

(六) 施行者が日本船舶振興会に交付すべき交付金の額を定めた別表第一及び別表第二を改めること。

2 第二条による改正関係

国土交通大臣は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする一般財団法人を、全国に一を限って、船舶等振興機関として指定することができること。

3 第三条による改正関係

国土交通大臣は、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人を、全国に一を限って、競走実施機関として指定することができること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改める等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年三月二十三日

国土交通委員長 塩谷 立

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

モーターボート競走法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に

留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 現在のモーターボート競走が置かれている状況及び今回の法改正の趣旨を踏まえ、引き続きモーターボート競走が適切に実施されるよう、必要な環境整備に努めるとともに、真に地域振興に資する公営競技となるよう、施行者の厳しい経営の立て直しに向け、万全を期すること。

二 競走の実施事務を委託する場合にあつては、委託先の選定における公平性、透明性を確保するとともに、無駄な支出を防止するよう、施行者を適切に指導すること。

三 モーターボート競走により得られる収益については、法の趣旨にのっとり、適切かつ適正に使われるよう、施行者に対する指導及び監督を徹底すること。

四 場外発売場を設置しようとする者は、地元との調整を十分に行うよう、適切に指導すること。

五 船舶等振興機関及び競走実施機関の業務について、適切に執行されるよう必要な指導を行うこと。また、船舶等振興機関及び競走実施機関が、いわゆる天下り機関との指摘を受けることがないよう、配慮すること。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年三月二十七日

提出者

議院運営委員長 逢沢 一郎

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「越えない定期間毎に」を「超えない期間ごとに」、「日本国内」を「日本国内」に、「の出版を行う」を「を作成し、国民が利用しやすい方法により提供する」に改める。

第二十五条第四項を削る。

附 則

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

理 由

我が国における情報提供の方法が多様化している状況を踏まえ、国立国会図書館の事務の合理化を図るため、国立国会図書館の館長が作成する出版物の目録又は索引について、その提供方法を見直すとともに、出版物を寄贈した発行者等に対して当該出版物が登載された目録を送付する事務を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。